

議案第 3 号

杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例及び杉並区組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 13 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例及び杉並区組織条例の一部を改正する条例

第 1 条 杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 11 年杉並区条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「、保健センター及び衛生試験所」を「及び保健センター」に改める。

第 6 条第 1 項中「衛生試験所」を「保健所」に改める。

第 2 条 杉並区組織条例（平成 13 年杉並区条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条政策経営部の項中第 2 号及び第 3 号を削り、第 4 号を第 2 号とし、同条総務部の項中第 6 号を第 8 号とし、第 2 号から第 5 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 2 号を加える。

(2) 区政情報及び電子計算組織に関すること。

(3) 条例等の立案に関すること。

附 則

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前に第 1 条の規定による改正前の杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例に規定する業務に従事したことにより、支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

(提案理由)

政策経営部及び総務部の分掌事務を改めるとともに、衛生試験所を廃止することに伴う規定の整備を図る必要がある。

杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例及び杉並区組織条例の一部を改正
する条例新旧対照表

第1条による改正（杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(防疫等業務手当)</p> <p>第5条 防疫等業務手当は、<u>保健所及び保健センター</u>に勤務する職員が、規則で定める感染症の患者等に接触したとき、又は結核患者等に接する業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 略</p> <p>(有害薬物取扱手当)</p> <p>第6条 有害薬物取扱手当は、<u>保健所</u>に勤務する職員が、規則で定める有害な薬物を使用し、試験、研究、検査及び作業に従事したときに支給する。</p> <p>2 略</p>	<p>(防疫等業務手当)</p> <p>第5条 防疫等業務手当は、<u>保健所、保健センター及び衛生試験所</u>に勤務する職員が、規則で定める感染症の患者等に接触したとき、又は結核患者等に接する業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 略</p> <p>(有害薬物取扱手当)</p> <p>第6条 有害薬物取扱手当は、<u>衛生試験所</u>に勤務する職員が、規則で定める有害な薬物を使用し、試験、研究、検査及び作業に従事したときに支給する。</p> <p>2 略</p>

第2条による改正（杉並区組織条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(分掌事務)</p> <p>第4条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>政策経営部</p> <p>(1) 略</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第4条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>政策経営部</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>区政情報及び電子計算組織</u>に</p>

(2) 略
総務部
(1) 略
(2) 区政情報及び電子計算組織に
関すること。
(3) 条例等の立案に関すること。
(4) 略
(5) 略
(6) 略
(7) 略
(8) 略
区民生活部 略
保健福祉部 略
都市整備部 略
環境部 略

関すること。
(3) 条例等の立案に関すること。
(4) 略
総務部
(1) 略
(2) 略
(3) 略
(4) 略
(5) 略
(6) 略
区民生活部 略
保健福祉部 略
都市整備部 略
環境部 略